

乳がん検診を受けていますか？



*「乳がん」って、どんな病気？

乳がんはかつて欧米人に多いとされてきました。しかし、ライフスタイルの変化などから近年日本人女性も急増しており、今やその発症率は20人に1人とされています。乳がんは40歳代後半が最もかかりやすい年齢で、女性にできるがんの中で一番多く、年間4万人がかかっている状況です。また、男性も発症しますが、女性の100分の1程度の発症率です。

乳がんは、女性ホルモンの刺激を受けてできる乳腺のがんです。症状は、しこり、皮膚のくぼみ、脇の下のしこり、乳頭から分泌物が出るなどがあります。症状はさまざまですが、自己検診で変化に気付くことができる数少ないがんでもあります。

*自分は大丈夫と思わず、女性ならば誰もがかかる可能性があります

乳がんにかかりやすい方には次のような要因があることがわかってきました。要因が多く当てはまる方が必ずがんになるというわけではありません。また、要因が当てはまらないといっても絶対大丈夫とは言えません。検診による早期発見が最善の対策法なのです。

1. 年齢40歳以上
2. 30歳以上で未婚
3. 初産が30歳以上
4. 閉経年齢が55歳以上
5. 肥満（特に閉経後）
6. 乳腺疾患にかかったことがある
7. 家族（特に母・姉妹）が乳がんにかかったことがある

*乳がん検診ではどのような検査をするの？

乳がんは医療技術の進歩により、しこりに触れる前の自覚症状がない段階で発見することが可能になってきました。一般的には、次の3つの検査をセットで行います。

- ①問診…初潮の年齢や出産の回数、家族歴などを確認します。
- ②視触診…医師が胸のしこりや脇のリンパの腫れなどを触って調べます。
- ③マンモグラフィ…乳房専用のレントゲン撮影がマンモグラフィです。



視触診では発見できない小さなしこりを診断できます。

検査では乳房を圧迫してできるだけ平らにして撮影するため、多少の痛みがあります。

乳がんは1cm以下の大きさで早期発見できれば95%が治ると言われています。また、乳がんは乳房を切除しなければならぬというイメージがありますが、現在は早期発見できればがんとその周辺だけを切り取り、その後放射線治療を行う「乳房温存療法」が主流になってきました。

本町の平成20年度の乳がん検診受診率は約17%で、日本の受診率約21%、アメリカの受診率約84%に比べるときわめて低い状況です。

*女性特有のがん検診無料クーポン券のお知らせ

町では2年に1回40歳以上の女性を対象に検診料を助成しており、2,000円の自己負担（70歳以上は無料）で受診することができます。さらに、昨年度から女性特有のがん（子宮頸がん・乳がん）検診の受診率を向上させるため、対象年齢の方に無料クーポン券を発行しました。昨年度の対象者は294名でしたが、クーポン券を利用して検診を受けた方は約50名（約17%）にとどまりました。今年度の対象者の方（表1）にクーポン券を送付しますので、この機会にぜひ乳がん検診を受診してください。

表1 平成22年度の女性特有のがん検診無料クーポン券の対象者

○子宮頸がん検診

年齢	生年月日
20歳	平成元年4月2日～平成2年4月1日
25歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日
30歳	昭和54年4月2日～昭和55年4月1日
35歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日
40歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日

○乳がん検診

年齢	生年月日
40歳	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日
45歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日
50歳	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日
55歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日
60歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日

■問い合わせ／ふれあい交流センター健康推進係（☎485-1000）

平成22年4月より「児童手当」から 「子ども手当」へ変わります

子ども手当とは…

趣旨

次代の社会を担う子どもたちの健やかな成長を支援するために、平成22年度において、中学校修了前までの子どもを対象に支給する制度です。

概要

1 子ども手当の支給要件

- 子ども手当における「子ども」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方。
- 父母などへの支給要件については児童手当と同様。

2 子ども手当の支給額

- 平成22年度分の子ども手当の額は、子ども一人につき月額1万3千円（所得制限なし）。

3 支給時期

- 6月、10月、2月。
- ・平成22年6月支給（4月～5月分） ※児童手当の2月～3月分も合わせて支給。
- ・平成22年10月支給（6月～9月分）
- ・平成23年2月支給（10月～1月分）
- ・平成23年6月支給（2月～3月分） ※平成23年4月分以降については、7を参照。

4 現況届は、6月に行います。

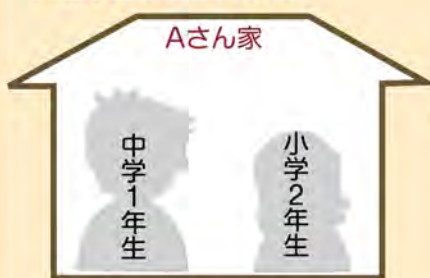
5 支給事務の主体は市区町村（公務員については所属庁）となります。

6 子ども手当を市区町村に寄付できる仕組みが設けられます。

7 平成23年度以降については、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講じられます。

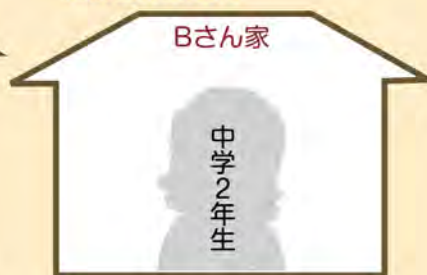
手続きについて

①届け出が必要ない方



- ・平成22年3月31日現在、児童手当の受給者の方は、子ども手当に係る認定請求があったものとし、認定請求を行う必要はありません。

②新たに手続きが必要な方 (新規認定請求)



- ・平成22年4月1日以降において、中学生の子ども（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）を養育している方。

③児童手当を受給している方で 手続きが必要な方 (額改定認定請求)



- ・平成22年4月1日以降において、中学生の子ども（平成7年4月2日～平成9年4月1日生まれ）を養育していることにより子ども手当の額が増額する方。

**児童手当の現況届未提出や所得オーバーにより
児童手当の支給が停止している方も対象になります。**

■申請期限／9月30日

■提出先・問い合わせ／役場住民課社会福祉係（1階②番窓口☎485-2111内線122）

※新規・額改定認定請求が必要な方へ4月中旬に認定請求書を送付します。

※郵送による申請も受付できますが、請求日は郵送の消印日となります。